

□ 志木教育政策研究会の概要

志木教育政策研究会

呼びかけ人（五十音順）：小川正人（東京大学）、金山康博（志木市教育委員会）、田子健（南山大学）、八巻公紀（志木市立教育サービスセンター）、渡部昭男（鳥取大学）

1. 目的

志木市の教育政策を学際的に研究し、もって志木市の教育の充実・発展に寄与する。

2. 事務局

事務局を鳥取大学（渡部昭男研究室）におく。

3. 活動

- 1) 研究会の開催（年4回程度）
- 2) 志木市の教育の視察（上記開催に組み込んで）
- 3) 必要な調査研究の実施
- 4) 研究成果の公表
- 5) その他

4. 設置期間

2003～2004年度の当面2年度間とし、以後はその間の成果を踏まえて検討する。

5. 経費

参加者個人による負担を原則とする。

6. 会員資格

会員は、会の目的に賛同する者で、呼びかけ人の推薦する者とする。

○準備会—2003年2月22日（土）

テーマ：研究会の設立にあたって

- ①「志木市の教育改革が投げかけていること——志木市の教育改革への期待と研究課題——」
小川正人（東京大学）
- ②「志木市の教育施策」金山康博（志木市教育委員会）

○第1回—2003年5月10日（土）

テーマ：不登校児童・生徒の予防と対策について

——志木市ホームスタディー制度の検証——

- ①「志木市ホームスタディー制度の成果と課題」金山康博（志木市教育委員会）
- ②「志木市ホームスタディー制度の全国的な意義と可能性」渡部昭男（鳥取大学）

○第2回—2003年8月10日（日）

テーマ：公立小・中学校の学級人数は何人が適正規模か

——志木市小学校低学年25人程度学級編製の検証——

- ①「志木っ子ハタザクラブラン（25人程度学級編制）の検証」金山康博（志木市教育委員会）
- ②「志木市『ハタザクラブラン』の教育研究上の位置づけ」根津朋実（埼玉大学）
- ③「少人数学級施策の現状と課題」清原正義（姫路工業大学）

○第3回—2003年11月9日（日）

テーマ：通学区域制度の弾力的運用について

——志木市立中学校通学区「1学区制」の2段階実施方法——

- ①「中学校通学区『1学区制』（自由化）の導入について」金山康博（志木市教育委員会）
- ②「『中学校通学区1学区制第1段階等の説明について』へのコメント」三上和夫（神戸大学）
- ③「品川区における学校選択制度について——実施四年目を迎えて——」深見匡（東京都立大学）

○第4回—2004年2月15日（日）

テーマ：学社融合の推進と地域立学校の構築

——志木市がめざす地域ぐるみの教育“地域立学校”のあり方——

- ①「学社融合の推進と地域立学校の構築」金山康博（志木市教育委員会）
- ②「学社融合のパイロットスクール」大滝孝久（志木小学校）
- ③「地域立学校の意義と学区制度の課題」三上和夫（神戸大学）
- ④「地域開放型学校づくりを支える地域生涯学習改革の挑戦」朝岡幸彦（東京農工大学）

○第5回—2004年5月8日（土）

テーマ：特別な支援を要する子どもへの教育

- ①「特別な支援を要する子どもへの教育——一人一人のニーズに応じた教育支援の構築——」
宮崎英憲（東洋大学）
- ②「かけがえのない子どもたちへのよりよい支援をめざして——特別支援教育プログラム——」
柿崎勲（志木市立教育サービスセンター）・金山康博（志木市教育委員会）
- ③「特別ニーズ教育の視点から——国際的動向をふまえて——」荒川智（茨城大学）

○第6回—2004年8月7日（土）

テーマ：幼小連携教育の充実

——5歳児・6歳児の発達について——

- ①「幼児教育指導構想」金山康博・三好雅子（志木市教育委員会）
- ②「幼児教育・保育の視点から」渡部容子（鳥取短期大学）
- ③「子育て支援としての幼小連携——保育・学校現場での臨床活動を通して——」藤後悦子（保育研究所）
- ④「保育行政の動向から——幼保一元化について——」塩野谷齊（鳥取大学）

○第7回—2004年11月13日（土）

テーマ：教育予算の編成と学校配当

——児童生徒の教育活動に反映する学校予算のあり方——

- ①「志木市立小・中学校の“魅力化”推進事業」金山康博（志木市教育委員会）
- ②「宗岡中学校の実践」坂本徳雄（宗岡中学校）
- ③「教育予算の編成と学校配当について」本多正人（国立教育政策研究所）
- ④「志木市魅力化推進事業と学校予算」清原正義（兵庫県立大学）

○第8回—2005年2月6日（日）

テーマ：少人数学級のこれから

——少人数学級の実績・検証・課題——

- ①「志木っ子ハタザクラ・ぶらす・プラン」金山康博（志木市教育委員会）
- ②「志木市少人数学級施策の効果と課題——保護者・担任教員を対象とした 質問紙調査をもとに——」根津朋実（筑波大学）
- ③「国の少人数学級・教育政策の行方をめぐって——国の財政改革と義務教費国庫負担金・標準法——」小川正人（東京大学）
- ④「教育山形『さんさん』プラン——小学校の取組——」長南博昭（山形県教育庁）
- ⑤「行田市の少人数学級——浮き城のまちづくり教育特区——」柏瀬裕之（行田市教育委員会）
- ⑥「志木第二小学校における成果と課題」佐竹博（志木第二小学校）

○第9回—2005年11月12日（土）

テーマ：公立小・中学校の教員の人事について

- ①「公立小・中学校の教員の人事について——養成、採用、研修、異動、評価——」金山康博（志木小学校）
- ②「教員人事政策をめぐる環境変容と課題」青木栄一（国立教育政策研究所）

- ③「教員評価・人事政策の取り組み状況と今後の課題」後藤教至（文部科学省初等中等教育局）
- ④「志木市教育委員会の教員研修の実践」可知良之（志木市教育委員会）
- ⑤「イングランドから見た日本の教員養成・教師教育」木塚雅貴（北海道教育大学）

注）準備会から第8回例会までの詳しい内容は、渡部昭男「埼玉県志木市における『教育シンクタンク（志木市教育政策研究会）』の活動と機能」東京大学大学院教育学研究科『分権改革と自治体教育行政—教育政策革新の試みと課題—（志木市教育行政調査報告書2）』（2005年）に所収。

□志木市のその後に関する状況

穂坂氏は2005年6月末に1期限りで勇退し、長沼明新市長の下に新しい市政がスタートしている。また、教育委員会も細田教育長が退任し、新体制となっている。市政および市教育行政のトップが交代することによって基礎自治体の教育政策がどのように変容するののかも、極めて興味深い研究テーマである。志木市においても、次ページの資料「教育行政安定化プロジェクト検討結果」にあるように施策の見直しが進んでいる。発展充実が図られる施策もあれば、軌道修正されるものもある（項目1・2の少人数学級施策を併せて1件とみなすと、10施策のうちで「定着（さらに充実を図る）」が2件、その他の「定着」が3件、「改善」が2件、「見直し（廃止）」が2件、その他の「見直し」が1件）。

これからの展開においてこそ、志木市における「市民と創る教育改革」の真価が問われよう。筆者は研究会事務局長として毎回多くの市民・教職員が研究例会に参加して自由闊達に意見交換する姿を見たり、志木第二小学校の地域立学校経営協議会の委員（学校評議員）として実際の学校経営・学校運営について保護者や地域代表の委員とともにつぶさに拝見し協議する機会を通して、志木市の可能性を確信している。読者においても、本書に描かれた以降における志木市の教育改革・教育政策の展開を引き続き追跡・検証していただきたい。

なお、当研究会は「教育シンクタンク」としての役目を終え、「志木教育政策研究会」としては閉会する。新たに、東京大学大学院教育学研究科の小川正人教授を中心に「自治体教育政策研究会（仮称）」として再開する予定である。

→【照会先】〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学院教育学研究科
教育行政・教育政策研究室内 自治体教育政策研究会
[E-mail] ogawa@p.u-tokyo.ac.jp

（渡部昭男）

□「教育行政安定化プロジェクト検討結果」(2005年10月11日作成)抄

- 項目1「25人程度学級の導入(志木っ子ハタザクラブラン)」・
項目2「28人程度学級の導入(志木っ子ハタザクラ・ぶらす・プラン)」→定着
(ただし4年生以降の拡大はしない)。
- 項目3「中学校区1学区制の第2段階の導入」→見直し(1学区制の導入は行わない。
学区を残したまま新入生は4月1日から転校を認めることとし、第1段階の見直しを
することでいわゆる通学区自由化構想は終結する)。
- 項目4「地域立学校経営協議会」→定着(さらに充実を図る)。
- 項目5「教育政策研究会(教育シンクタンク)」→見直し(廃止)。
- 項目6「志木っ子アカデミー賞の制定(いろは子ども文化賞)」→定着。
- 項目7「5歳児・6歳児幼児教育指導構想」→定着(さらに充実を図る)。
- 項目8「中3チューター制度」→改善(ボランティアの謝金を見直して充実)。
- 項目9「まなびすとルーム」→見直し(廃止)。
- 項目10「ホームスタディー制度」→改善(ボランティアの謝金を見直し充実を図る)。
- 項目11「特別支援教育の実施」→定着。

(注)「志木市行政施策安定化プロジェクト」の最終報告や検証事業一覧表は志木市のホームページにおいて確認
できる。<http://www.city.shiki.lg.jp/html/topics/shikishigyouseishisakuanteikaproject.html>

●●●おわりに●●●

教育は人間性育成を図る総合的な感化作用である。改革や改善にあたって、一つの策だけではどこかに無理がでたり、変化に対応できなかつたりということがあとで起こり得ると考える。そこで子どもたちや学校教育にとって、必ずやプラスにつながることや、将来にも引き継がれていくことが見通せるものを打ち出す創意工夫が必要である。

たとえば、少人数学級編制では、クラスサイズを小規模にすることに伴って個別指導の重点化と同時に、母集団を小さくしたからこそ、その集団教育の徹底も図らなければならない。教育改革は一点だけを切り取って策を講じてでも難しく、^{ふくそう}輻輳化しているものである。当時の志木市は教育施策を矢継ぎ早に繰り出した感があるが、実は「25人程度学級」編制に伴う周辺改革を見越しての策を講じていたのである。打ち出した多くの教育施策は、学級規模を小さくすることにより見えてくるものを先取りしたものであった。

「25人程度学級」編制の成果も含めた中間報告を施策実施後9年が経過する2011年度においている。それは中学3年生までのすべての学年がこの施策を経験することになるからである。そのとき志木市の中学校4校、小学校8校にはどのような効果が表れているのか、検証の積み重ねが必要である。

本市の教育施策の根底には、常に二つの教育の本質を自問自答する姿勢がある。一つは「子どもたちの発達段階を重視する」ことであり、二つには「地域に根ざした公立校としての地域立学校の構築」を目指すことである。これらをふまえ、現場主義の教育施策の展開に徹してきた「つもり」であったが、筆者が5年の教育行政時代を経て戻ってきた学校は、まさに「現場」そ

市民と創る教育改革

検証…志木市の教育政策

渡部昭男・金山康博・小川正人 編
志木教育政策研究会 著

日本標準

◎ 地方分権 —— 「志木市」からの地殻変動

『市町村崩壊』（スパイス）、『教育委員会廃止論』（弘文堂）……これらの刺激的なタイトルは、2005年6月末に志木市長を勇退（1期4年）した穂坂邦夫氏（現・NPO「地方自立政策研究所」代表）の著作の表題である。

面積9 km²、人口6.7万人、池袋から東武東上線で約20分という埼玉県の小さな郊外市。その志木市を、「地方から国を変える」「地方分権の申し子」として全国レベルに押し上げた穂坂前市長の功績は大きい。市政にあたる氏の信条は「市民が創る市民の志木市」「オーナーは市民、市長はシティーマネジャー」であり、「地方民権」改革とも呼びうる。

地方分権一括法が施行された翌2001年、無投票で市長に就任した穂坂氏は、就任3カ月で「市民主体の自治の実現を図ることを目的」とした「市政運営基本条例」を制定し、公募により「市民委員会」をスタートさせる。そして、「行政評価条例」「市民との協働による行政運営推進条例」「地方自立計画・行政パートナー制度」「市長等政治倫理条例」「志木市ローカルマニフェスト」などなど、新基軸の施策を次々に繰り出していくのである。

◎ 志木教育政策研究会 —— 「教育シンクタンク」として観察・参与

その穂坂市政の下における教育改革・教育政策を、我々は志木市の「教育シンクタンク」としてつぶさに観察し、参与する機会を得た。

志木教育政策研究会は、本書の編者に田子健（南山大学教授）・八巻公紀（当時・志木市立教育サービスセンター長）氏を加えた5名が呼びかけ人となり、2003年2月の初会合を皮切りに2005年2月までの2年にわたり、志木市の教

育政策を学際的かつ臨床的に研究してきた（詳細は、渡部昭男「埼玉県志木市における『教育シンクタンク（志木市教育政策研究会）』の活動と機能」東京大学大学院教育行政学研究室『分権改革と自治体教育行政—教育政策革新の試みと課題—《志木市教育行政調査報告書2》』2005年、pp.161 - 177）。

研究会には、志木市に魅せられ、志木市の試みに基づいて地方自治・地方分権のあり方を探求したいという有志が参加した（全国の68大学等から85名）。具体的には市民を交えた公開研究会を2年間で9回開催するとともに、研究会のメンバーの何名かは必要に応じて調査に入ったり、市教育委員会の「中学校教育自由化検討委員会」「少人数学級編制研究会」および「地域立学校経営協議会」等に参与するなどもしている。

本書は、じかに観察・参与した当事者による研究成果のまとめでもある。

◎ 改革手法——市民・子どもを中軸に据えた「教育創造」

日本は今、「改革」流行りである。「教育改革」に関しても、全国各地でさまざまに取り組みられているが、なかには「何のために」「誰のために」するのかが定かでないものさえ見られる。

穂坂前市長は、「社会的に恵まれない方々の意見や立場を大切にし、社会的に強者といわれる方々の社会に及ぼす力の作用を抑制し、誰もが平等に共生できる社会をつくること」を政治信条に掲げており（在任中の市ホームページの市長欄）、「市民のための」「誰もが平等に共生できる社会を創るための」改革が目指されたのである。

ところで、市長一人の強烈な個性でもって、志木市の改革を一括りに描くことは正しくない。地方自治が「団体自治」（市が県や国に対して自律性を有すること）と「住民自治」（住民自身が意思決定を担うこと）とによって推進されるとするならば、その総和の「自治力」自体を問い、見極めねばならない。

こと教育政策には、市長部局とは相対的に独立した行政組織である教育委員会が関与している。前市長も積極的に発言しアイデアは出すものの、施策

化に際しては「市民・子どもを中軸に据える」という共通点において教育委員会を信頼し、委ねていたと言えよう。全国初として注目された「25人程度学級」「ホームスタディー制度」（「ホームスタディ」という表記もある）にとどまらず、志木市教育委員会は総合的な施策を練り上げ、多面的に展開したのである（第1章第1節「2004（平成16）年度 志木市の教育施策実施」図を参照のこと）。志木市の教育改革の魅力は、市民・子どもを中軸とした「教育創造」なのである。

◎ 基礎自治体——21世紀における「地方民権」の主役

読者の多くは、「政府」と聞くと国＝中央政府を想起するかもしれない。しかし、地方公共団体＝地方政府（local government）もまた「ガバメント（統治組織）」なのである。地方分権一括法が施行（2000年）された21世紀にあっては、「基礎的な地方政府（市町村）—広域的な地方政府（都道府県）—中央政府（国）」の水平的・相補的な新たな関係の創造・構築が待たれている。とりわけ本書では、市町村を「基礎自治体」として位置づけ、着目する。

改正地方自治法は、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」（第1条の2第1項）とし、また「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本」（同第2項）とすることも明記している。合併が一段落ついた今、住民に最も身近な市町村が、はたして「基礎自治体」としての実質を担うにふさわしい力量を有しているのかが問われている。

かつて訪ねた北欧のスウェーデンでは、日本より一足先に地方分権が進み、教育や福祉などの住民に身近な権利保障サービスの権限と責任がコミューン（市町村）に降りて一元化されていた（アグネ・グスタフソン（穴見明訳）『スウェーデンの地方自治』早稲田大学出版部、2000年）。「小さな中央政府・大きな地方政府」が志向されており、コミューン関係者は「住民のニーズに応じて政策決定ができる」と極めて意気軒昂であった。ただし、人口規模が小さく社

会資源の乏しいコミュニティにあっては、可能なサービスを提供しつつ、単独で困難なサービスは近隣のコミュニティに委託したり、広域方式を採っていた（渡部昭男「Educational Reforms and Special Needs Education in Sweden — Five Case Studies in Western Sweden — (英文)」『鳥取大学教育地域科学部紀要（教育・人文科学）』第1巻第1号、1999年、pp.41-78）。このように、日本においても人口規模が大きく異なるすべての市町村が単独であらゆるサービスを提供する「総合行政」を目指すべきか否かについては、論争のあるところである。

日本では、欺瞞的な「三位一体改革」「小さな政府論」の下、国の失政のツケが市町村に転嫁されようとしている。教育や社会保障に関して、国はその責任をどのように果たすべきか揺らいでいる。

こうした中において、日本のすべての市町村が住民に身近な「基礎自治体」として、住民の権利を保障し福祉を増進するような教育政策を展開する可能性を秘めている。全国の試みを勇気づけるためにも、志木市を対象にその教育改革の手法を立体的に検証し、「地方民権」にふさわしい知恵や工夫および今後の課題を抽出できればと思う。第1章で志木市の教育改革全体の見取り図を読者に提供するとともに志木市を取り上げる意義を述べた後、第2～10章において公開研究会の討議を踏まえて九つの施策を立体的に取り上げた。各章では、細田信良教育長を補佐して志木市の教育改革に取り組んだ金山康博（2000～03年度・教育政策部次長、2004年度・同理事）氏が解説を第1節で行い、それを受けて第2節で各政策についての専門家が研究的に論じ深める形を採っている。さらに終章・補章では、多角的な視点から考察を行っている。

最後に、出版に際して大変お世話になった（株）日本標準、ならびに編集の郷田栄樹さんに心からお礼を申し上げたい。

2006年1月

編者・執筆者を代表して 渡部昭男

はじめに	3
第1章 本書の課題と全体像 ——なぜ志木市なのか——	15
第1節 志木市の教育改革の目指すもの（2002～04年度）	
——“子どもの発達段階と「地域立学校」のあるべき姿”を軸足に——	16
1. 志木市の目指す学校教育の方向性	16
2. 志木市教育委員会の教育施策実現のための手法	18
3. 志木市教育委員会の教育施策の立案	20
4. 志木市教育委員会の教育施策の検証・分析	23
第2節 志木市の教育改革が投げかけていること	
——志木市で教育政策の革新がなぜ可能であったのか——	24
はじめに	24
1. 教育（行政）の分権改革の性格とその特徴	25
2. 志木市における教育政策決定過程と教育政策革新の力学	
——分権改革の諸条件・資源を教育政策革新に転換させたメカニズム——	27
おわりに	32
●コラム〈1〉志木教育政策研究会開催にあたって	36
第2章 少人数学級化に伴う独自の教員採用	37
第1節 教職という専門職の人材をどう発掘するか	
——志木市独自の学級編制と教員採用——	38
1. なぜ志木市独自の教員採用の必要があったのか	38

2. 志木市版教員採用選考（プロポーザル方式）	39
3. 地域採用の相乗効果	42
4. 課題と今後の展望	43
第2節 学校独自の教員採用の模索	
——学級編制と教員採用の新たな政策展開に向けて——	44
はじめに	44
1. 国の基準に基づく学級編制と教員採用	44
2. 市町村独自の教員採用	46
3. 志木市における教員採用の状況と特徴およびその意義	46
4. 英国における教員採用	50
5. まとめ	51
——●コラム〈2〉全国に発信された「25人程度学級」	54
第3章 少人数学級編制の取り組みと課題	55
第1節 学級集団は40人で多くないか	
——「25人程度学級」=発達段階に即したクラスサイズへの取り組み——	56
1. 学級定数40人は適正規模だろうか	56
2. 学級人数は教育的根拠で決めるべき	57
3. 学年発達段階に即した学級編制のあり方	58
4. やはり40人は多すぎるとの考え	59
5. 他学年への拡大には教育特区を活用	60
6. 今後の課題	60
第2節 「25人程度学級」の経験者はどう考えているか	
——児童・保護者・教師への質問紙調査にみる成果と課題——	62
1. 問題の設定——カリキュラム研究からみたクラスサイズ研究	62
2. 研究の方法——児童・保護者・担任を対象とした質問紙調査の概要	63
3. 「25人程度学級」施策の成果と課題	64

4. 結論——施策の普及から充実に向けて	69
——●コラム〈3〉小学校3、4年生にも少人数（28人程度）学級の実現をめざします！	72
第4章 不登校児を含む「ホームスタディー制度」	73
第1節 学校に来なければ義務教育を受けたことにならないか	
——すべての子どもたちに学習を保障する機会を作る——	74
1. 志木市「ホームスタディー制度」の特徴	74
2. すべての子どもに義務教育を受ける機会を	75
3. 平素の成績を評価して修了・卒業の認定	76
4. 「ホームスタディー制度」を支えるチームカウンセリング体制	77
5. 実施後の検証結果	78
6. 今後の課題	79
第2節 学校に来られなくても「教員派遣」の方策がある	
——少数の要望・切実な課題を汲み上げる——	80
1. 市民や学校現場のニーズを的確につかむ	80
2. 権利保障の課題として位置づける	81
3. 専門的知識を動員して施策化する——学校教育法第75条への着目	83
4. 「ホームスクール制度化」という誤解を解く	84
5. プロジェクトチームによる学習支援の実践創造へ	86
6. 全国に及ぼした影響と今後の課題の見極め	88
——●コラム〈4〉3年目になりました！ 志木市ホームスタディー制度	90
第5章 通学区域制度の弾力的運用	91
第1節 わが子の就学先は誰が決めるのか	
——公立の良さと就学の責任と子どもの発達段階とのコラボレーション——	92
1. 志木市立中学校の通学区自由化の目指すこと	92

2. 通学区の弾力的運用の導入の主旨と経過	93
3. 中学校通学区の弾力的運用の第1段階	94
4. 第2段階が目指していること	95
5. 市民とともに考えていく姿勢	96
6. 今後の課題	97
第2節 教育的価値としての地域創造	
——志木市の「弾力的運用」の今日的歴史的意義——	98
1. はじまりの「弾力性」	98
2. 「弾力」の文脈	98
3. 志木市の「弾力的運用」	99
4. 「苦肉」の「傑作」——2段階改革	100
5. 市民となる教育への構想——「自治の担い手」論の復興	101
6. 第2段階の「おもしろし」力	102
7. 「立つ」——設置する社会的主体の立言と原理確認	103
8. 「学校の再社会化」の要としての自治体	106
——●コラム〈5〉わが子の就学先（通学校）はだれが決めるのでしょうか	108
第6章 学社融合の推進と「地域立学校」の構築	109
第1節 地域共有財産の学校施設にどのような教育が求められているか	
——学校教育と社会教育の連携から融合へ——	110
1. 学校教育目標に地域の特性を取り入れる	110
2. 学社融合の教育を、地域ぐるみの教育の展開という視点で推進	111
3. 地域密着型の公立学校を目指す	113
第2節 学校教育と社会教育の意味を問い直す	
——「地域立学校」を支える教育ガバナンス——	116
1. 「市民立学校」への模索と可能性	116
2. 地域開放型学校づくりを支える市民の参画	118

3. 学社融合の思想としての教育ガバナンス	122
——●コラム〈6〉学社融合施設——いろは遊学館への誘い	126
第7章 特別なニーズをもつ子どもと特別支援教育	127
第1節 すべての子に地元公立小学校通常学級入学の機会を	
——地域ぐるみの教育を目指す将来構想「志木っ子いろはプラン」——	128
1. 志木市の「すべて」の子に最高の教育プログラムを	128
2. すべての子に地元の学校に入学できる機会を	129
3. 就学支援のあり方と将来構想	129
第2節 すべての子の多様なニーズに応える学校づくりを	
——地方分権の諸刃の剣と志木市の挑戦——	134
はじめに	134
1. 国際的動向の中での特別支援教育	136
2. 地方分権と特別支援教育	139
3. 「志木っ子いろはプラン」への期待と注文	142
おわりに	144
——●コラム〈7〉広義の特別支援教育実践のために	144
第8章 5・6歳児の発達と幼小連携教育の充実	145
第1節 小学校は1年生を“赤ちゃん扱い”していないか	
——幼小連携の第1歩は発達段階の視点から——	146
1. 志木市「5歳児、6歳児接続教育の構想」について	146
2. 幼児教育と学校教育の連携	148
3. 5歳児（年長組）および6歳児（小学1年生）の接続教育	149
4. 「5歳児6歳児実務担当者会議」の設置と今後の課題	150

第2節 「カリキュラム連携」への道のり	
——市教育委員会による幼小連携の難しさはどこにあるのか——	152
1. 管轄行政の相違による困難性	152
2. 幼稚園・保育所の側から見た困難性	154
3. カリキュラムおよび指導援助の相違による困難性	
——「使ったものは片付けましょう」を例に——	158
4. 「カリキュラム連携」への道のり	162
——●コラム〈8〉小学校入学前の5歳児の発達段階について考えています	166
第9章 教育予算の編成と学校配当	167
第1節 学校予算を校長裁量にできないか	
——学校予算は自治体の意識と工夫次第～「学校魅力化推進事業」費——	168
1. 学校経営者としての校長の経営感覚	168
2. 学校予算の校長裁量は可能	169
3. 市全体予算の配分比率が焦点	170
4. 教育費の一部を学校（校長）裁量に	170
5. 「学校魅力化推進事業」費の効果	172
6. 今後の課題	173
第2節 志木市の学校予算改革	
——学校予算改革の動向と今後の可能性——	174
1. 学校予算とその制度	174
2. 学校裁量の拡大と学校予算	175
3. 志木市の「学校魅力化推進事業」	178
4. 学校裁量予算の動向	180
5. 学校裁量予算の課題	181
——●コラム〈9〉学校教育（楽校共育）の本質を	184

第10章 「地域立学校経営協議会」の展開 185

第1節 校長の学校経営感覚をどう身につけるか	
——学校評議員制度の見直しと「地域立学校」構想実現に向けて——	186
1. 学校の裁量拡大の試み	186
2. 志木市教育委員会「地域立学校経営協議会」の立ち上げ	187
3. 志木小学校の「地域立学校経営協議会」の構成について	191
第2節 学校・家庭・地域の新たな関係構築の可能性と課題	
——志木市立宗岡中学校における「地域立学校経営協議会」の事例から——	192
1. 学校と家庭と地域の関係への着目	192
2. コミュニティ・スクール構想が描く学校と家庭・地域の関係	193
3. 志木市の「地域立学校経営協議会」が描く学校と家庭・地域の関係	195
4. 宗岡中学校における「地域立学校経営協議会」の展開事例	197
5. 「地域立学校経営協議会」の可能性と課題	200
——●コラム〈10〉「地域立学校」とは、どんな学校のことですか	202

終章 市区町村教育行政の可能性と課題 203

市区町村教育行政の可能性と課題	
——市区町村教育委員会「再生」による教育行政の活力創出を——	204
1. 教育行政の分権改革と市区町村・学校主体のシステムづくり	
——中教審答申「新しい時代の義務教育を創造する」（2005年）の基本政策——	204
2. 進展する分権改革下における市区町村教育行政の政策環境変化と改革課題	207
——●コラム〈11〉小さなゆめをかなえたい	214

補章 海外から見た志木市の取り組みの意義と可能性 215

海外から見た志木市の取り組みの意義と可能性 ——米国テネシー州ナッシュビルとの比較を中心に——	216
はじめに	216
1. 地方分権的教育行政制度のモデル	216
2. 日米の教育政策（志木市の取り組みに照らして）	221
おわりに	224
資料	225
●志木教育政策研究会の概要	226
●志木市のその後に関する状況	229
●「教育行政安定化プロジェクト検討結果」抄	230
おわりに	231
索引	233
編者・執筆者紹介	238

第1章

本書の課題と全体像

——なぜ志木市なのか——



□ 編者・執筆者紹介

所属等、専門分野、執筆担当、連絡先

[編者兼執筆者]

渡部昭男 (わたなべ あきお)

鳥取大学地域学部教授 (鳥取大学附属養護学校校長併任・志木第二小学校「地域立学校経営協議会」委員)、教育行政・地域教育福祉・発達保障、〔はじめに、第4章第2節、資料〕

E-mail : akiowntb@rstu.jp

金山康博 (かなやま やすひろ)

志木市立志木小学校校長 (2000～03年度志木市教育委員会教育政策部次長・2004年度同理事)、学校経営・教育指導、〔第1～10章 各第1節、おわりに、コラム〕

E-mail : y_kanayama@hotmail.com

小川正人 (おがわ まさひと)

東京大学大学院教育学研究科教授 (第1～3期中央教育審議会臨時委員・専門委員)、教育行政学、〔第1章 第2節、終章〕

E-mail : ogawa@p.u-tokyo.ac.jp

[執筆者]

木塚雅貴 (きづか まさたか)

北海道教育大学教育学部釧路校助教授 (2005～06年英国ロンドン大学大学院教育学研究科客員研究員)、学校教育学・教員養成・教師教育、〔第2章 第2節〕

E-mail : kizuka@kus.hokkyodai.ac.jp

根津朋実 (ねつ ともみ)

筑波大学大学院人間総合科学研究科専任講師 (2004年度「志木市少人数学級編制研究会」代表)、カリキュラム開発・カリキュラム評価、〔第3章 第2節〕

E-mail : tomnets@human.tsukuba.ac.jp

三上和夫 (みかみ かずお)

神戸大学発達科学部教授、教育行政・教育の経済学・教育政策・教育法、〔第5章第2節〕

E-mail : kmikami@kobe-u.ac.jp

朝岡幸彦 (あさおか ゆきひこ)

東京農工大学大学院助教授 (東京都調布市社会教育委員・日本環境教育学会事務局長)、社会教育学・環境教育学、〔第6章 第2節〕

E-mail : asaoka@cc.tuat.ac.jp

荒川 智 (あらかわ さとし)

茨城大学教育学部教授、障害児教育学・特別ニーズ教育、〔第7章 第2節〕

E-mail : arakawa@mx.ibaraki.ac.jp

渡部容子 (わたなべ ようこ)

鳥取短期大学幼児教育学部助教授、幼児教育・教育行政、〔第8章 第2節〕

E-mail : ywatanabe@ns.cygnus.ac.jp

清原正義 (きよはら まさよし)

兵庫県立大学環境人間学部教授、教育行政学・学校事務、〔第9章 第2節〕

E-mail : kiyohara@shse.u-hyogo.ac.jp

安藤知子 (あんどう ともこ)

上越教育大学学校教育学部助教授 (宗岡中学校「地域立学校経営協議会」委員)、学校経営・教師教育、〔第10章 第2節〕

E-mail : tomoko@juen.ac.jp

本多正人 (ほんだ まさと)

国立教育政策研究所教育政策・評価研究部主任研究官 (2005～06年米国バンダービルト大学ピーボディ・カレッジ客員研究員)、教育政策・教育行財政、〔補章〕

E-mail : honda@nier.go.jp

(2006年1月現在、執筆順)

市民と創る教育改革

検証：志木市の教育政策

2006年3月25日 初版第1刷発行

編者：渡部昭男・金山康博・小川正人

著者：志木教育政策研究会

発行者：山田雅彦

発行所：株式会社 日本標準

〒167-0052 東京都杉並区南荻窪3-31-18

Tel : 03-3334-2620

Fax : 03-3334-2623

URL: <http://www.nipponhyojun.co.jp/>

デザイン／制作：佐々木ゆみ

印刷・製本：東京書籍印刷株式会社

©2006 Printed in Japan

ISBN 4-8208-0262-3 C3037

* 乱丁・落丁の場合はお取り替えいたします。

* 定価はカバーに表示してあります。

裏表紙写真：

研究例会には、毎回、多くの市民・教職員・研究者たちが参加し、自由闊達に意見交換を行った（於：いろは遊学館）。